

利用者負担額基準表

利用者負担額（保育料）は、利用者負担額基準表に基づき決定します。

- ・ 利用者負担額基準表のうち、市民税所得割課税額等は父母とみなされる者の市民税所得割課税額の合計を使用します。（配当控除、外国税控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除等の税額控除前の金額を合計します。）
- ・ 父母とみなされる者の市民税が非課税であり、他に収入のある方が同住所にいる場合には、その方の市民税所得割課税額等で保育料を決定します。
- ・ 満3歳になった年度中の利用者負担額は3歳未満児の額を適用し、翌年度から3歳以上児の額を適用します。

■ 利用者負担額基準表（1号認定）

3歳以上児（1号認定）の児童の保育料は0円です。

■ 利用者負担額基準表（2・3号認定）

3歳以上児（2号認定）の児童の保育料は0円です。

3歳未満児（3号認定）の保育料は次表の通りです。

世帯の階層区分		3歳未満児(3号認定)	
区分	市民税所得割課税額等	標準認定	短時間認定
A	生活保護法による被保護世帯	0	0
B	市民税非課税	0	0
C	均等割のみ	5,000	4,800
D1	10,000円未満	8,900	8,700
D2	30,000円未満	10,300	10,100
D3	48,600円未満	13,100	12,700
D4	60,000円未満	15,900	15,500
D5	97,000円未満	18,700	18,300
D6	120,000円未満	21,500	20,900
D7	169,000円未満	24,400	23,800
D8	200,000円未満	30,000	29,100
D9	220,000円未満	35,600	34,700
D10	240,000円未満	41,300	40,400
D11	260,000円未満	42,700	41,800
D12	280,000円未満	44,100	43,200
D13	301,000円未満	45,500	44,600
D14	310,000円未満	46,900	46,000
D15	330,000円未満	48,300	47,400
D16	350,000円未満	49,700	48,800
D17	370,000円未満	51,100	50,200
D18	397,000円未満	52,600	51,700
D19	397,000円以上	55,600	54,700

- ※ 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設、幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額とする。ただし保育料決定の基準となる市民税所得割課税割額が57,700円未満の場合は、年齢に関わらず最年長の子どもから順に2人目は半額とする。
- ※ ひとり親・障害者世帯で保育料決定の基準となる市民税所得割課税割額が77,101円未満の場合は、最年長の子どもから順に1人は半額、2人目以降は無料とする。
- ※ 最年長の子どもから順に3人目以降の3歳未満児（3号認定）の保育料は無料とする。